

## 小松加賀環境衛生事務組合契約の特例に関する条例

平成 17 年 7 月 1 日  
条 例 第 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき，長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 翌年度以降にわたる事務用機器，車両等の物品の借入契約
- (2) 翌年度以降にわたるソフトウェアの使用権にかかる賃貸借契約
- (3) 前 2 号に付随する役務の提供等にかかる契約
- (4) その他前 3 号に掲げるもののほか，長期継続契約を提携しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすと管理者が認めるもの。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。